

日高市では、経済的理由等により小学校、中学校及び義務教育学校の教育費の負担が困難なご家庭に就学に必要な費用の一部を援助しています。【就学援助制度】

### 1. 就学援助制度とは

日高市立の小学校、中学校及び義務教育学校に通うお子さんがいて、経済的に困りの保護者の方に対し、学校で必要となる諸経費の一部を援助する制度です。

この制度は、いつでも申請していただけますが、援助費は申請（受付）のあった月の翌月（申請日が月の初日であるときはその月）分から対象となります。

※生活保護を受けている方は申請の必要はありません。

### 2. 対象者（認定要件） （いずれか1つを満たしていれば対象となります。）

※世帯全員とは、単身赴任等により家には住んでいないが、その世帯の生計を維持している方も含みます。

- ①世帯で働いている人全員の市民税が非課税である
- ②世帯で働いている人全員が市民税の減免を受けている
- ③個人事業税の減免を受けている
- ④固定資産税の減免を受けている
- ⑤世帯の20歳以上の人全員が国民年金保険料の免除を受けている
- ⑥国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
- ⑦児童扶養手当の支給を受けている。

※特別児童扶養手当は対象外となりますので、ご注意ください。

- ⑧ ①～⑦に該当しないが、生活保護世帯に準ずる程度の所得で経済的に困っている

※世帯全員の所得で審査を行いますので、必ず申告を済ませておいてください。  
所得がない場合でも、扶養に入っていない方は申告が必要です。

### 3. 申請方法

- 毎年度申請してください。毎年7月1日が年度の始期となります。
- 『日高市要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給対象者認定申請書』（1世帯につき1部）に必要事項をご記入いただき、下記「4. 必要書類」を添付の上、市役所5階の学校教育課へご提出ください。必要書類が添付されていない場合や、不備がある場合は、申請書を受付できません。
- 審査結果の通知は、保護者宛て郵送します。

### 4. 必要書類

- 上記2. 対象者（認定要件）を参照してください。
- |   |  |
|---|--|
| { | ②～⑥に該当する方 …証明書類の写し（減免を証明するもの等）   |
|   | ⑦に該当する方 ……児童扶養手当証書の写し  |
|   | ①⑧に該当する方 ……令和8年1月1日現在、日高市に住民登録がある場合は必要書類無し。<br>令和8年1月2日以降に日高市に転入された場合は、同意書または令和8年1月1日現在の住民登録地発行の令和8年度（非）課税証明書（世帯全員分）。<br>※海外在住の場合、令和7年中の収入額を証明する書類（世帯全員分）。 |

### 5. 持ち物（※新規申請者のみ）

世帯全員の方の個人番号確認書類（①から③までのいずれか）

- ①マイナンバーカード（顔写真付き・プラスチック製）
- ②個人番号の通知カード（氏名、住所等の記載事項に変更がない場合のみ・紙製）と公的身分証明（顔写真付きのもの・運転免許証等）
- ③マイナンバーが記載された住民票の写し（市民課にて発行・有料200円）と公的身分証明（顔写真付きのもの・運転免許証等）

## 6. 援助内容

(単位：円)

	小学校 (義務教育学校 前期課程含む)		中学校 (義務教育学校 後期課程含む)		備 考
	1年生	2～6年生	1年生 (7年生)	2～3年生 (8～9年生)	
新入学児童生徒 学用品費等	64,300	—	81,000	—	※令和9年度新入学対象者で、令和9年4月1日までに認定された児童生徒に限る。(義務教育学校においては、7年生進級者も含む)
学用品費	11,630		22,730		7、12、3月の学期末に月割額を保護者の方へ振り込みます。 ただし、校外活動費は実績に基づく対象経費(交通費及び見学科等)のみとなります。
通学用品費	—	2,270	—	2,270	
校外活動費 (宿泊あり)	3,690(限度額)		6,210(限度額)		
校外活動費 (宿泊なし)	1,600(限度額)		2,310(限度額)		※校外学習費は、参加した場合のみ支給対象となります。
修学旅行費	22,690(限度額)		60,910(限度額)		終了後、実績に基づく対象経費(やむを得ない事情を除き全員が均一に支払った費用等)のみ、保護者の方へ振り込みます。 ※参加した場合のみ支給対象となります。
医療費	学校の健康診断による治療勧告に基づき、医療券を発行します。 対象となる疾病は※2に定められた疾病のみです。				
日本スポーツ振興 センター共済掛金 (保護者負担分)	460			5月末までに、教育委員会が日本スポーツ振興センターへ振り込みます。	

※1 援助費は年額で記入されておりますので、認定月によって支給額が変わります。

5月以降の認定者は、(年額)/12×該当月数分を支給します。(学用品費・通学用品費)

※2 医療費に該当する定められた疾病は、以下のとおりとなります。

トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹(とびひ等)・中耳炎・慢性副鼻腔炎  
アデノイド・齲歯(むし歯)・寄生虫病(ぎょう虫卵保有を含む)

※3 援助費は、変更になる場合があります。

※4 生活保護法に基づく保護を受けている場合は、修学旅行費・医療費のみが対象となります。

## 7. 注意事項

●同意事項をよく読み、両面記入してください。

●認定要件に該当している期間のみ、就学援助費が支給されます。

認定要件から外れた場合は、就学援助費の支給も停止になります。

児童扶養手当の支給が停止になった、生活保護が開始(廃止または停止)になった、世帯構成に変更があった場合等、認定要件から外れた場合は学校教育課までご連絡ください。連絡がない場合は、お支払いした就学援助費を返還していただくこともありますので、ご注意ください。

●学校での集金を払わない世帯には、就学援助費を保護者に入金できない場合もあります。

学校での集金に滞納がある場合は、学校長の依頼により振込先を学校長口座に変更させていただきます。認定された世帯は、学校の集金を必ず支払っていただきますようお願いいたします。

どうしても支払うことが困難な場合は、必ず学校と相談し、今後の対策を検討してください。

担当 学校教育課 学務担当

電話 042-989-2111(内線 5523)